

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第4回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	東広島市 (34212)
地域名 (地域内農業集落名)	小谷地区 (重兼1、重兼2、上条、日名条、西光寺、大原、迫谷、田尾側、志村、猿田、惣田地、隠地、扱和、山田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	140.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	70.8 ha
② 田の面積	121.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	19.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	26.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・小谷地区西側においては、地域の話し合いに基づき平成元年に東広島市初となる農事組合法人重兼農場が設立された。また、平成5年には重兼地区ほ場整備事業による基盤整備が完了し、法人はほ場整備実施済地域を中心に農地集積を図り地域農業の保全に努めている。</li> <li>・東側では不作付地が増加しているうえ、意向調査においても規模縮小意向が多く、今後の耕作放棄地の増加が懸念されている。</li> <li>・休耕田の再生には土壌状態や周囲の環境を考慮して畑地化を進めていく必要があるが、採算性の確保に課題がある。</li> <li>・令和5年7月に実施した意向調査では、今後の経営について、規模拡大意向を示す経営体も見られた一方、離農を含め規模縮小の意向が47%であったことに加え、後継者のいない経営体が65%に上ったほか、地区の現状として、「高齢化の進行」や「耕作放棄地の増加」の回答が多かった。今後必要な取組みについては、「有害鳥獣対策」が最多であった。</li> </ul>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、水稻を主要作物とする。なお、水稻の栽培に適さないほ場については、デントコーンなど飼料用作物への転換も検討する。</li> <li>・農業経営の規模縮小により、耕作放棄地の拡大が見込まれるため、継続困難となった農業者の農地について、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携しながら、農事組合法人重兼農場をはじめとする担い手や規模拡大意向者への農地集積を促進するとともに、スマート農業の導入等により、農作業の効率化を進める。</li> </ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地区内全域の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地が農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	23.2	%	将来の目標とする集積率
			50.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用して、農事組合法人や認定農業者を中心に地域事情を考慮しながら団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・法人等の担い手や拡大意向のある経営体に集積・集約化することにより、耕作放棄地の発生防止に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・農業をリタイヤ・経営転換する者は、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組
・生産効率を向上させ、担い手へ集積を進めるため、地域での話し合いを通じて、農用地の大区画化等、補助制度を活用した基盤整備の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・意向調査において、新規就農者や農業企業の受入れに前向きな回答が68%と高かったことから、地域内で受け手のない場合は、他の地域からの受入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・委託により効率化が見込まれる作業については、必要に応じて、法人等への農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①重兼地域においては、鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防護柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、集落法人の社員を中心に狩猟免許を取得するなど、捕獲体制の構築に引き続き取り組む。また、集落ぐるみでの鳥獣害対策が有効であることから、市の補助等を活用し、環境改善や農作物の防御など集落全体で取り組む。  
⑨省力化につながる飼料作物の栽培を行うなど、耕畜連携の推進に向けた畑地化についても検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計		45経営体		55.7 ha	0 ha		55.7 ha	0 ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

